

# 尼崎市総合交通計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

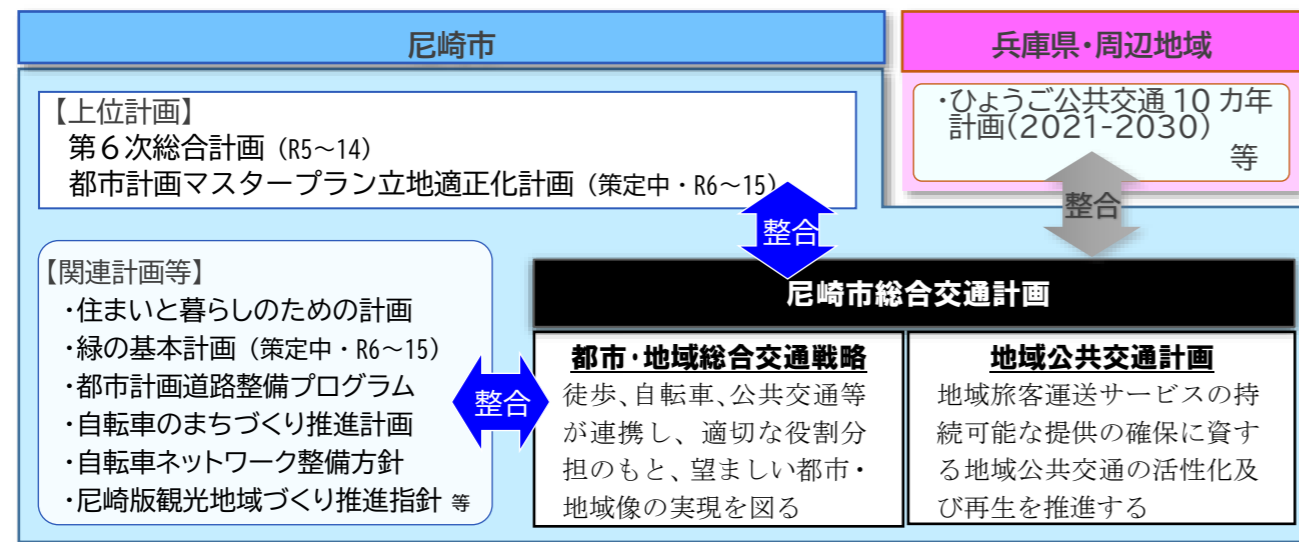
### 1) 背景・目的

- 人口減少や超高齢化等による公共交通の需要減少、担い手不足の深刻化といった交通本来の課題に加え、テレワークをはじめ、様々な分野でデジタル化の対応が進み、「日常」が大きく変化したこと、さらには、脱炭素や健康への意識の高揚などから、通勤のほか、余暇や観光など、人の移動（活動）の傾向が変化しており、**公共交通を取り巻く社会情勢は大きな転換期**を迎えている。
- 本市は、平坦な地形でコンパクトな市域に都市機能が集積しているとともに、鉄道沿線ごとに特色がある中、それらを活かし、**人がつどい、にぎわうまちを目指して**、鉄道駅周辺を中心に、多様な主体との連携、駅前空間や公共空間の有効活用等により、**賑わい創出や魅力向上に取り組んでいる**。
- また、交通の施策単独ではなく、**まちづくりとの更なる連携により**、施策の効果や実効性を高め、ファミリー世帯の定住転入をより促進しながら、**まちの持続可能性も高めていくことが重要**になる。
- こうした背景のもと、本市の特長のひとつである交通利便性の更なる向上と将来都市像の実現、さらには**市全域を見渡した交通体系の構築**を目指し、従来の「尼崎市地域交通計画」を改め、新たに「尼崎市総合交通計画」として策定する。

### 2) 計画の位置づけ

「尼崎市総合交通計画」は、「地域公共交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第5条）」と「都市・地域総合交通戦略（都市・地域総合交通戦略要綱 第3）」を一体的に策定する。

「第6次尼崎市総合計画」や「尼崎市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画」などの上位計画に即すとともに、関連分野や兵庫県・周辺地域等の関連計画と整合・連携を図る。



### 3) 計画の区域

尼崎市全域（関連する周辺地域を含む）

### 4) 計画の期間

令和6年（2024年）度から令和15年（2033年）度の10年間（都市計画MP等との整合）

#### ※策定プロセス

都市計画審議会交通政策分科会・部会、市民等へのアンケート・説明会、パブリックコメントを経て策定予定

## 3 基本方針と目標(キーワード等による整理)

### 目指す姿（将来像）

**暮らしやすさと働きやすさが調和し、人が“つどい”まち**  
利便性が高く快適なまち、都市の活力があふれるまち、多様な主体がまちに関わるまち  
地域の魅力が光るまち、災害をみんなで乗り切るまち（都市計画MPのめざすまちの姿）

【参考】3/29 交通政策分科会での意見等

生活圏の意識 / 都市間移動・交流 / 利用者・当事者側・防災の視点 / 情報発信の工夫  
特性・独自性(15分で完結可能なポテンシャル・圧倒的中心部なし、職住近接、海・川がある、自転車の多さ)

### 望ましい状態

利便性が高い  
公共交通

安全・安心・  
快適な移動

魅力を伸ばす  
まちづくり

### 対象・分野等

鉄道	駅舎
バス	バス停
タクシー	駅前広場
道路	
自動車	駐車場
自転車	駐輪場
徒歩	歩道
新モビリティ	
防災・減災	
バリアフリー	
環境	
賑わいづくり	
回遊・つながり	
観光・産業	

### 視点・キーワード

- サービス・機能の維持等
- ネットワークの構築
- 新駅の設置
- 利用促進
- 移動のストレス解消
- 福祉施策等との連携
- 選択と集中
- ICTの活用
- 歩行・走行空間の確保
- ウォーカブル
- 意識の変革・行動変容
- 臨海部の交通需要の増加への対応
- 交流人口の拡大
- 発信の工夫(魅力は何か)